

# 川口市上下水道事業運営審議会傍聴要領

## 1 傍聴の手続

- (1) 傍聴希望者は、当審議会事務局へ申し込みをしてください。
- (2) 傍聴人の定員は10名とし、先着順になります。  
※会場の広さにより、定員を制限することがあります。
- (3) 川口市上下水道事業運営審議会の会長（以下「会長」という。）の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

## 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴人は会議を傍聴するにあたり、係員の指示を遵守してください。
- (2) 傍聴人が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。

## 3 傍聴人の遵守事項

- (1) 会長の指示に従い、静粛に傍聴してください。
- (2) 会議場において発言を求めたり、委員の発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないでください。
- (3) 旗、のぼり、プラカード、楽器等を使用した示威的行動をしないでください。
- (4) 録音、写真撮影、録画等をしないでください。
- (5) 会議場内で飲食または喫煙等、他の傍聴人の迷惑になるような行動をしないでください。
- (6) その他会議の進行を妨げるような行動をしないでください。